

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成31年3月22日（金曜日）
午後2時25分～午後2時45分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎屋昭彦 委員長 下井克己 副委員長
徳並伍朗 委員 秋山哲朗 委員
岩本明央 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員
荒山光広 議長
6. 出席した事務局職員
綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐
篠田真理 議会事務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 石田淳司 市長公室長
志賀雅彦 建設農林部長 市村祥二 農林課長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午後 2 時 2 5 分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案 2 件につきまして、審査いたしますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 3 7 号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について及び議案第 3 8 号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての 2 件については、関連がありますので一括議題といたします。執行部より一括説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） それでは、議案第 3 7 号は美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてであります。

この農産物加工施設は 2 施設あり、大嶺町東分にあります美祢市農産物加工センター虹工房と美東町大田にあります美東農産物加工所みとう味の館であります。

現在の指定管理期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間を山口美祢農業協同組合に指定しておりますが、平成 3 1 年 4 月 1 日付で、山口県農業協同組合が設立されることとなっていることから、団体の法人格が変更いたします。

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 1 年間の指定管理者の指定について、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて、指定管理者候補者選定審査会を設置し、6 名の審査委員により、平成 3 1 年 3 月 1 9 日に審査会を実施いたしました。審査委員会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を指定管理者として指定いたしました。

美祢市農産物加工施設の概要及び選定審査の結果につきましては、参考資料の 2 ページから 5 ページのとおりであります。

つきましては、美祢市農産物加工施設の指定管理者として、山口県農業協同組合に平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 1 年間を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第 3 8 号を御説明いたします。

議案第 3 8 号は、美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてであります。

現在の指定管理期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間を山口美祢農業協同組合にしておりますが、平成 3 1 年 4 月 1 日付で、山口県農

業協同組合が設立されることから、団体の法人格が変更いたします。

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間の指定管理者の指定について、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて、指定管理者候補者選定審査会を設置し、6名の審査委員により、平成31年3月19日に審査会を実施いたしました。選定審査会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を指定管理者として選定いたしました。

美祢市直売所みとうの概要及び選定審査会の結果につきましては、参考資料の2から5ページのとおりでございます。

つきましては、美祢市直売所みとうの指定管理者として、山口県農業協同組合に平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間を指定したいので、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
猶野委員。

○委員（猶野智和君） 先ほど、本会議において、美祢の卸売市場と第三セクターも同様に、山口県農業協同組合、新法人のほうに引き継がれるというお答えがあったと思うんですが、私、個人的に農協の保険に入っていて、私個人にも御丁寧に、今度法人格が変わりますという通知がわざわざ来たんです。

だから、先ほどの質問のときに、やはり書面でそういうものが市にあったのかどうか、もしあればそれが開示できるかどうか御質問いたします。

○委員長（戒屋昭彦君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 猶野委員の御質問にお答えをいたします。

現在のところ、新しい山口県農業協同組合からの文書による通知は、市のほうには届いておりません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 文書がないということは、先ほどお答えになった根拠といたしますか、それはどこからきているのかなど。お願いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 先ほどの市場に関する答えの部分ですが、現在の山口

美祢農業協同組合の組合長との協議の中で、新しい山口県農協のほうに引き継ぎ、今後協議をしていくという口頭での回答をいただいておりますことをもとにして、回答したものです。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） それでは、商工の部長がお答えになったのも、同じような口頭でということ……。

○委員長（戒屋昭彦君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時33分再開

○委員長（戒屋昭彦君） 休憩前に続き、委員会を開会いたします。志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） 新しい山口県農業協同組合に関する御質問ですが、今回の指定管理の変更する議案につきましては、山口県農業協同組合設立委員会より、4月1日から山口県農業協同組合に変わりますということで、指定管理の申請書は、文書が——先ほど申しました、山口県農業協同組合設立委員会から申請が出ておるといふ状況です。

山口県農業協同組合になるというのは、日付をちょっとよく覚えていないんですが、公告という形で、大分前に——3月の12日付で、今申しあげました設立委員会から山口県知事のほうに届け出が出ているという状況です。

ですから、個人には、先ほど言われましたとおり、さまざまな、合併しますという文書がいつてるみたいですが、市のほうには、今の二つの申請書と県知事宛ての写しが届いておるといふ状況です。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） まだ、卸売市場と第三セクター関係は、まだ、今のところ書面的にはないと。

何が言いたいかというのと、私が予算決算委員会でもやりましたけど、あのときに話題になったのが、プロセスを明確にという一つの流れがあったと思います。

ですので、今後のことも考えて、重要なことなので、できるだけ書面でのやりとり

のほうで、今後の憂いをなくすという意味で重要なことだと思いますので、できるだけ、そのあたりをちょっとつめていただければなという考えです。よろしくお願いいたします。

○委員長（戒屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆様から所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでございましたら、これで本委員会を閉会いたします。御審査、御協力まことにありがとうございました。

午後2時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月22日

教育経済委員長